

RDAにおける音楽作品に関する規定

古川 肇

はじめに

音楽資料には様々な特徴がある。しかしながら、それらはさほど顕著ではないにせよ、ほかの資料にも共有されている場合が少なくない。この事実は、音楽資料の諸特徴への対処法を知るならば、その内容は他資料の目録作業に示唆を与えるのではないだろうか、との推測へ我々を導く。もともと筆者は、音楽資料の目録法を全目録法のいわば先進地帯と目してきた。例えば、RDAにおいて旧来の統一タイトルが初めて全著作に対して典拠形アクセス・ポイントと名を変えて付与されることとなったが、これは音楽資料の分野ではつとに実践されてきた方針が、漸くほかの領域に及ぼされたものと見ることができる。

本稿では、音楽資料目録法の方法・手法のいっそうの一般化を探るための予備作業として、旧来の標目に関する規定を更新したRDAの「第6章 著作および表現形の識別」における、専ら音楽作品を対象とする規定群の読解を試みる。他方、旧来の記述に関する規定には触れないので、タイトルと本文において「音楽資料」でなく「音楽作品」を使用する（「作品」を「著作」と同義語として使用する）。また「6.」で始まる数字は、RDA第6章に属する規定の項番を表わす。

さて、RDAについては2010年の公刊後すぐさま改訂作業が始まり（文体の改訂を含む）、2013年版も刊行された。特に音楽作品に関しては、米国の音楽図書館協会など3団体からのメンバーによって構成された合同ワーキング・グループ¹⁾の審議を経て、最終的な改訂案がまとまった²⁾。おそらく近い将来、ほぼそのままRDAの該当箇所の現本文と置き換えられるであろう。本稿ではそのなかの重要な箇所を紹介した。

なお、筆者は今までRDAについて記述・論評した自らの一連の論考のなかで、音楽作品に関する規定群には全く言及しなかった。本稿はそれへの補遺を兼ねている。

ここで改めて、筆者が音楽作品の特徴とみなす点を整理しておく。

- ・ 総称的タイトル（「交響曲」「協奏曲」など）の作品が多い。
- ・ 複数のタイトルをもつ作品が少なくない。
- ・ 大きな作品の一部を抽出した資料が多い。
- ・ 多数の作品を収録した資料が多い。
- ・ 編曲やカバー・バージョンが多い。
- ・ 同一の作品が、多様な媒体を通して具体化されることが少なくない。
- ・ 歌詞、台本などの言語部分が併存する作品が少なくない。

以下では、これらの諸点に多かれ少なかれ触れることとなる。

I. RDA 第6章の骨格

この章が著作と表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを扱う章である。構造が複雑なので、まずそれを図示しておく必要がある³⁾。

タイトル

- 優先タイトル: 6.2.2
- 異形タイトル: 6.2.3

[付加要素]

- 著作: 6.3-6.8 (ただし6.7-6.8: 典拠レコードに固有の要素)
- 表現形: 6.9-6.13 (ただし6.13: 典拠レコードに固有の要素)
- [特殊著作:] **音楽作品: 6.14/6.18**、法律著作、宗教著作、公式通達

アクセス・ポイントの構築

- 著作
 - 典拠形アクセス・ポイントの構築: 6.27.1-6.27.2
 - 異形アクセス・ポイントの構築: 6.27.4
- 表現形
 - 典拠形アクセス・ポイントの構築: 6.27.3
 - 異形アクセス・ポイントの構築: 6.27.4
- [特殊著作:] **音楽作品: 6.28**、法律著作、宗教著作、公式通達

3部(枠内)、2実体(著作・表現形)、2アクセス・ポイント(典拠形・異形)、5種の著作(通常の著作・音楽作品・法律著作・宗教著作・公式通達)を組み合わせた込み入った構造である。しかもこれらだけにとどまらず、タイトルの部とアクセス・ポイントの構築の部は、後述のようにそれぞれ単独の作品(a musical work)、作品の部分(a part or parts of a musical work)、集合作品(a compilation of musical works)に区分されている。

さて、ここで著作のアクセス・ポイントの構築について改めて記すならば、次のようになる。

対象とする作品、作品の部分、または集合作品に関して、まずその名称としてもっともふさわしいものである優先タイトル(preferred title for the work 単一)と、それ以外の異形タイトル(variant title for the work 不定数、例えば優先タイトルと異なる言語の形)を選定する。次いで各々を核として、作曲者名を前に、必要に応じて付加要素を後に置いて、典拠形アクセス・ポイント(単一)と、異形アクセス・ポイント(不定)を構築する。異形アクセス・ポイントは、旧来の副出記入または「を見よ参照」に相当すると見られる

(これに比して、個人、家族、団体の場合、異形アクセス・ポイントは、専ら「を見よ参照」に相当する。過去の拙稿で全実体にわたって「を見よ参照」に相当すると記したのは誤った単純化であり、ここに訂正する)。

II. 優先タイトルの選定

1. 優先タイトルに含めない要素

優先タイトルは原語形で表現する。音楽作品固有の規定として、以下の要素は資料に表示されていても優先タイトルには含めない(6.14.2.4)。ちなみに、『英米目録規則 第2版』*Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd ed.* (以下AACR2)の1988年版から2002年版まで存在したinitial title element (タイトル主要素)という用語は、廃止された。

(1)演奏手段 (複合語の一部として表示されていても、それを除いた語句が楽曲形式名である場合はやはり含めない。例: *Streichquartett* における *Streich* (弦楽器) は除去)

(2)番号表示 (一連番号、作品番号、主題目録番号)

(3)調

(4)数詞 (タイトルの不可欠な部分の場合を除く。)

(5)作曲の日付

(6)作品の原タイトルの部分でない形容詞や通称

2. 作品の部分の優先タイトル

音楽作品を具体化した資料には、既に述べたように作品の一部を抽出したものが多い。この優先タイトルについて6.14.2.7.1に規定されているところを見よう。

(1)各部分が番号表示のみで識別されている場合は、それを優先タイトルとする。

Nr. 5

(2)各部分がタイトルなどの語句のみで識別されている場合は、それを優先タイトルとする。

Celeste Aïda

(3)各部分が番号表示とタイトルなどの語句の双方で識別されている場合は、後者を優先タイトルとする。

Come scoglio

(前項例示のARIAを含む「アイーダ」が番号オペラではないのに対して、このARIAを含む「コジ・ファン・トゥッテ」は番号オペラ)

各部分が番号表示と同一タイトルなどの語句の双方で識別されている場合は、前者を優先タイトルとする。

N. 8

(この部分を含む「調和の靈感」の全部分に *Concerto* というタイトルがある。)

- (4)各部分が番号表示で識別され、いくつかの部分にはさらにタイトルなどの語句もある場合は、すべてにおいて前者を優先タイトルとし、後者もあるものに限りそれをも優先タイトルに含める。

Nr. 30

Nr. 2, Soldatenmarsch

(ともに「子供のためのアルバム」中の曲)

- (5)当該部分が明確なタイトルをもつ大きな部分に属している場合は、大きな部分のタイトルに続けてその部分のタイトルを優先タイトルに含める。大きな部分のタイトルが明確でない場合はそれを除くが、明確でなくても小さな部分の識別に必要な場合は含める。

Atto 3o. Preludio

(「椿姫」第3幕への前奏曲)

以上は単独の部分に対する規定であるが、部分が複数の場合は、部分ごとに優先タイトルを記録することを本則とする一方、複数の部分全体を一括して記録し、その優先タイトルとして集合タイトルの **Selections** または **Suite** (作曲者が命名した場合) を用いることを別法とする (6.14.2.7.2)。なお、この別法は、本則の代わりにまたはそれに加えて適用する。

3. 集合作品の優先タイトル

標記中の「集合作品」とは、RDA中の**compilation**の拙訳である(音楽作品以外では「集合著作」。「作品集(著作集)」と訳す方がよいかも)。この語は英米系の目録規則においておそらく初出であるにもかかわらず、RDAの**Glossary**に含まれていない。止むを得ずこのカテゴリーに関する規定である6.27.1.4に列挙されている8つの例示によって推察すると、AACR2の21.7で扱われていた**collection**(合集)と**work produced under editorial direction**(編者の指揮のもとに作成された著作)の総称と考えられる⁴⁾。この集合作品の優先タイトルについて、RDAは6.14.2.8で次のように規定する(2013年版による)。

- (1)特定の作曲者による全音楽作品(出版時点における場合を含む)から成る、またはそれを意図する集合作品は、集合タイトル **Works** を優先タイトルとする。
- (2)特定の作曲者による、広範囲の演奏手段の、様々な楽曲形式の作品から成る、またはそれを意図する集合作品は、**Chamber music** などの集合タイトルを優先タイトルとする。
- (3)特定の作曲者による、特定の演奏手段の、様々な楽曲形式の作品から成る、またはそれを意図する集合作品は、**Brass music** などの集合タイトルを優先タイトルとする。
- (4)特定の作曲者による特定の楽曲形式の作品から成る、またはそれを意図する集合作品は、**Concertos** などの集合タイトルを優先タイトルとする。
- (5)上掲の集合作品で網羅的でないものには、作品ごとに優先タイトルを付与する(別法: 網羅的でない集合作品全体に、前4項のどれかによる集合タイトルに **Selections** を付

加して優先タイトルとする)。

以上で優先タイトルの概観を終わる。これに対する異形タイトルには、優先タイトルと異なる言語の形などのほかに、**Trout quintet** (ピアノ五重奏曲「ます」) のような通称が含まれる (6.14.3.5)。

III. 演奏手段

通常は資料に表示されながら、優先タイトルから除外され一旦は記録することが“お預け”になった演奏手段、番号表示、調は、改めて 6.15/6.17 の規定に従って優先タイトルに付加される。本稿ではこれらを仮に「付加要素」と命名する。3 付加要素のうち、従来から不釣り合いなまで詳細に規定されているのが、演奏手段である。これに関する長大な規定の存在が、門外漢の音楽作品に関する規定への接近を妨げている感すらある。

当初、RDAにおける演奏手段に関する規定 (6.15) の体系は、AACR2とほぼ同一であった。ところが、目下それが次のように大きく変更されようとしている⁵⁾ (このほかガイドラインに当たる規定が挿入され、条項番号表示にも移動がある)。その趣旨と理由づけ (rationale) を探ってみよう⁶⁾。

○当初から2013年版まで

- ・ 1 パートあたり 1 演奏者の器楽作品
- ・ 楽器の標準的な組み合わせ
- ・ 個々の楽器
- ・ 楽器群
- ・ 管弦楽団・弦楽合奏団・バンドのための器楽作品
- ・ 独奏楽器と伴奏アンサンブル (accompanying ensembles) のための作品
- ・ 独唱
- ・ 合唱
- ・ 歌曲などへの伴奏
- ・ 不確定な演奏手段

○改訂案

- ・ 1パートあたり1演奏者の器楽作品
- ・ 楽器
- ・ 1パートあたり1演奏者の伴奏アンサンブル
- ・ 管弦楽団・弦楽合奏団・バンドのための器楽作品
- ・ 独奏楽器と伴奏アンサンブル
- ・ 独唱

- ・合唱
- ・不確定な演奏手段

AACR2においては、音楽作品の標目は極力短縮することが意図されていて (**shortest heading possible**)、演奏手段は作品の識別のために使用するものとされていた。特に作品のタイトル本体が演奏手段を暗示している場合は、簡素に記録した。その例が「楽器の標準的な組み合わせ」であり、規則は利用者が「標準」の内容を知っていることを前提としていた。例えば **Quartets, strings** とし、**Quartets, violins, viola, violoncello** とはしない。だが、利用者は必ずしも常に西欧音楽に精通しているわけではない。

このようなAACR2に対して、いわば要素還元を徹底するRDAにおいては、演奏手段はタイトル本体が演奏手段を示しているか否かを問わず、それ自体で独立して省略せずに記録することが可能であり、それが利用者の便益につながり得ると見られる。

それにもかかわらず、当初の6.15はAACR2の規定に引かれて演奏手段の記録を抑制しているので、RDAの特徴を発揮できるように改訂する。以上が趣旨と理由づけと言ってよいと思われる。

この結果、楽器の標準的な組み合わせの項は削除された。ほかに注目すべき点として、演奏手段が不確定な場合、RDAは当初からAACR2と異なり簡単に記録することを放棄せず、徹底的に記録する方向を追求し、さらに改訂案で吟味されて次のようになった (6.15.1.11.1-6.15.1.11.4)。

- (1)作曲者が楽器の族や包括的な用語のみを指示している場合などは、それを記録する。

keyboard instrument

(本タイトル : **Three inventions for keyboard**)

- (2)作曲者が広範囲の楽器や声のみを指示している場合などは、それを記録する。

high voice

piano

(本タイトル : **Vocalise, op. 34, no. 14, for high voice and piano**)

- (3)作曲者が一部の演奏手段を指示し、その他の部分は不指示または **unspecified** などと指示している場合は、そのように記録する。

unspecified instrument

piano

(本タイトル : **Three carols for piano and solo instrument**)

- (4)作曲者が演奏手段を指定せず、どの参考資料によっても確かめられない場合は、“**unspecified**” と記録する。

IV. 典拠形アクセス・ポイントの構築

1. 創作者の選択

RDA においては典拠形アクセス・ポイントを構成する創作者 **creator** (いうまでもなく作曲者はその一種) は、常に一者であることが本則であるから、複数の創作者が存在する場合は、それらの間の選択が問題となる。この問題が 6.28.1.2-6.28.1.8 で扱われている。該当する作品には次の種類がある。

台本などを伴う音楽作品
パステイッチョ、バラッド・オペラなど
舞踊のための音楽作品
改作
新しいテキストとタイトルを有するオペラなどの劇作品
カデンツァ
戯曲への付随音楽

これらのうち、かなり特殊な形式である「パステイッチョ、バラッド・オペラなど」と「新しいテキストとタイトルを有するオペラなどの劇作品」以外の形式について、選択すべき創作者を挙げると次のようになる⁷⁾。

台本などを伴う音楽作品・・・作曲者（台本などの創作者ではなく）
舞踊のための音楽作品・・・作曲者（舞踊の創作者ではなく）
改作・・・音楽作品が一定の条件を満たせば改作者（原作者ではなく）
カデンツァ・・・カデンツァの作曲者（曲全体の創作者ではなく）
戯曲への付随音楽・・・作曲者（戯曲の創作者ではなく）

Beethoven, Ludwig van, 1770-1827. Egmont

2. 付加要素の追加

上記の 6.28.1.2-6.28.1.8 に該当する作品、およびこれらのカテゴリーに属さない作品において、異なる作品相互を識別できない場合は、アクセス・ポイントに付加要素を追加して典拠形アクセス・ポイントを構築する (6.28.1.9- 6.28.1.10.1)。以下に改訂案によって関係規定を略述するが、これらは、既述の演奏手段に関する規定 (6.15) の改訂と連動していて、RDA 当初の姿が大きく変更されようとしている箇所である。

(1) タイトルが明確でない音楽作品 (6.28.1.9)・・・優先タイトルが楽曲形式の名称のみから成る場合は、演奏手段、番号表示、調をこの順序で追加する。

Enesco, Georges, 1881-1955. Sonatas, violin, piano, no.2, op.6, F minor

演奏手段については次の順序で記録するとしている。①声部、②2以上の非鍵盤楽器がある場合の鍵盤楽器、③楽譜上の順序のほかの楽器、④コンティヌオ（6.28.1.9.1）。ただし、付加を抑制する例外が8項目もある。先に述べた6.15の改訂方針と対比すると奇異に感じられるが、これらの例外は既存の書誌・典拠レコードとの統合を保つためである、という⁸⁾。ただし、別法として、例外の一部またはすべてを適用しないことをも規定している。

ここには従来から存在しながら、若干変更された第1項目のみ記すにとどめる。

a) 次の一つ以上の条件が該当する場合は、演奏手段の表示を追加しない。

- i) タイトルが演奏手段を暗示している（タイトルが暗示する手段以外のときは追加）。
- ii) 様々な演奏手段の曲から成る作品、または同一タイトルを有しながら様々な演奏手段の曲のシリーズの1作品
- iii) 作曲者が演奏手段を指定していない。
- iv) 演奏手段を簡潔に記録できず、他の付加要素（例：作品番号、主題目録番号）の方が有効である。

(2) タイトルが明確でない音楽作品で、演奏手段などが不十分または利用できないもの（6.28.1.9.4）・・・次の要素をこの優先順位で追加する。楽曲の完成年、最初の出版年、その他（例：作曲地、最初の出版者名）。

(3) タイトルが明確な音楽作品（6.28.1.10）・・・明確なタイトルをもつ音楽作品を表すアクセス・ポイントが、異なる作品を表すアクセス・ポイントまたは個人、家族、団体、場所を表すアクセス・ポイントと同一または類似の場合は、演奏手段または作品のほかの特徴を追加する。

3. 作品の部分または集合作品に対する典拠形アクセス・ポイントの構築

例えば「千一夜物語」における「船乗りシンドバッド」のように、作品の部分でありながら、それ自身が一つの独立した作品である場合がある。RDAは目録作業においてこれを対象として典拠形アクセス・ポイントを付与する場合、資料の種類によって、①その形を創作者と当該個別作品に対する優先タイトルのみとする、いわば直接形と、②創作者、大きな作品に対する優先タイトル、および当該個別作品に対する優先タイトルを組み合わせる、いわば間接形の2種類を使用し分けている。そして、音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントは、必ず間接形と定められている（6.28.2.2）。先に例示した「椿姫」第3幕への前奏曲は、Verdi, Giuseppe, 1813-1901. *Traviata. Atto 3o. Preludio* となる。

以上は単独の部分に対する規定であるが、部分が複数の場合は各々に対して典拠形アクセス・ポイントを付与するか（ただし作曲家が Suite と命名した場合は不可能）、または作品全体に対する典拠形アクセス・ポイントを付与した上で、Selections の語を追加する。なお、この別法は、本則の代わりにまたはそれに加えて適用する（6.28.2.3⁹⁾）。

Sibelius, Jean, 1865-1957. Karelia. Suite

Rodgers, Richard, 1902-1979. The king and I. Selections

Scriabin, Aleksandr Nikolayevich, 1872-1915. Sonatas, piano. Selections

さて、特定の楽曲形式の作品から成る集合作品に対する典拠形アクセス・ポイントには、タイトルにより演奏手段が暗示されるかそれが多種でない限り、演奏手段（とさらに適切な場合は Selections）を含める（6.28.1.11）。

なお、異形アクセス・ポイントの構築（6.28.4）に際して、カデンツァの場合、その作曲者でなく、作品全体の作曲者を優先タイトルに冠した形を異形アクセス・ポイントとする。台本を伴う音楽作品の異形アクセス・ポイントについては次節を参照。

4. 台本

音楽作品の目録法においては、台本作者をどう扱うかが固有の問題として存在するが、これに関してRDAでは6.27.1, 6.28.1.2, 6.27.4.2で規定されている。6.27.1では台本単独の場合について規定され、当然、台本作者を選択すべき創作者とする。6.28.1.2は台本を伴う音楽作品の場合であり既に触れた。また6.27.4.2では次のように定める。即ち、台本作者が作曲者と異なる場合は、台本に対して、①作曲者に対する典拠形アクセス・ポイント、②優先タイトル、③Libretto、④付加要素（必要な場合）から成る異形アクセス・ポイントを用意する。

Verdi, Giuseppe, 1813-1901. Ernani. Libretto

V. 表現形

1. 付加要素

音楽作品に編曲はつきものであり、他の著作における同種の現象とは頻度に大きな差がある。FRBRモデルが措定した表現形という実体は、他の著作以上に音楽作品に適合する実体と言える。

表現形に対する典拠形アクセス・ポイントは、著作に対するそれに要素（例：言語名）を追加して形成される。

Poulanc, Francis, 1899-1963. Dialogues des Carmélites. English

（同作品に対する典拠形アクセス・ポイント：Poulanc, Francis, 1899-1963.

Dialogues des Carmélites)

音楽作品固有の付加要素として次のものがある（6.18）。

arranged, Sketches, Vocal score（単複）, Chorus score（単複）

2. 典拠形アクセス・ポイントの構築

表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、6.28.3で規定されている。

この条に挙げられた表現形の種類は、①編曲・トランスクリプションなど、②器楽の伴奏または声部が付加された音楽作品、③草稿、④ヴォーカルおよびコーラス・スコア、⑤翻訳である。

まず、編曲などに対する典拠形アクセス・ポイントは、原曲に対する典拠形アクセス・ポイントに **arranged** を付加した形とする。改作は別の音楽作品とみなす。

Satie, Erik, 1866-1925. Piano music. Selections; arranged

(ギターへのトランスクリプション)

ただし、ポピュラー音楽に関しては、器楽曲を声楽曲にまたはその逆に編曲した場合のみ、**arranged** を付加する。

器楽の伴奏または声部が付加された音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントには、原曲に対するそれを使用する。

草稿に対する典拠形アクセス・ポイントは、完成作に対する典拠形アクセス・ポイントに **Sketches** を付加した形とする。

ヴォーカルおよびコーラス・スコアに対する典拠形アクセス・ポイントは、原曲に対する典拠形アクセス・ポイントに、**Vocal score** (単複) または **Chorus score** (単複) を付加した形とする。

声楽作品のテキストが翻訳である場合、または集合著作に含まれる全作品が翻訳である場合は、典拠形アクセス・ポイントに言語名を付加する。

なお、既に挙げた表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの例にかかわる異形アクセス・ポイントを引用する (6.28.4.5)。

Poulanc, Francis, 1899-1963. Carmelites

おわりに

最新のRDAにおける音楽作品に関する規定群は、総じてAACR2の該当部分をFRBRモデルによって再構築し、その上に2010年の公刊後に局所的に改訂を加えたものと見ることができる。全体の個々の規定で大きな変更が加えられたものは、特に多いわけではない。翻ってALA *Cataloging Rules for Author and Title Entries* (1949年刊) 以来の音楽作品の目録関係規定の変遷全体を大観しても、比較的順調に内容を充実させて来たように見受けられる。AACR2からRDAへの移行があまり無理のないように見えるのは、過去の長い実績に基づくからなのではないだろうか。

このような音楽資料目録法のうち、筆者は一般化の対象として、さしあたり作品の部分に対する優先タイトルや典拠形アクセス・ポイントについての規定に注目している (もっとも、Nr. 5のような番号表示のみを優先タイトルとみなすことには違和感を禁じ得ない)。音楽作品以外の著作に適合できるようにこれらの規定を一般化したい、というのが当面の目標である。

注(最新アクセス日：2014年2月27日)

- 1) 名称はRDA Music Joint Working Group。<<http://www.rda-jsc.org/rdamusicwg.html>>
- 2) Joint Steering Committee for Development of RDA. Proposed Revisions for Medium of Performance (RDA 6.15.1, 6.28.1.9, 6.28.1.10, and Appendix E.1.1): 6JSC/Music/3/Sec final. 2014. 19p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-Music-3-Sec-final.pdf>>
なお、2012年までの改訂の状況全般については、次の文献を参照。和中幹雄「『決定をRDA刊行後に持ち越した課題』から見るRDAの方向性 2: RDA本格導入直前の改訂作業について その1」『資料組織化研究-e』63:22-25(2013.2) <<http://kiyo.info.gsc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/637/578>>
- 3) 詳細は次の文献を参照。古川肇「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立：RDAの完成」『資料組織化研究-e』59:25(2010.12) <<http://kiyo.info.gsc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/225/223>>
- 4) 例示から音楽に関するものを抜き出すと、次のようである。
Music in the classic period (記念論文集であり、かつての編者の指揮のもとに作成された著作)
Tutti i libretti di Bellini (ベッリーニの作品集であり、かつての合集)
Best of Broadway (いくつかのミュージカルを収録したCDであり、かつての合集)
- 5) 前掲2) p.1
- 6) RDA Music Joint Working Group. Proposed Revisions for Medium of Performance (RDA 6.15.1, 6.28.1.9, 6.28.1.10, and Appendix E.1.1): 6JSC/Music/3. 2013. p.1-6.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-Music-3-replacement.pdf>>
- 7) パスティッチョ、バラッド・オペラなどと、新しいテキストとタイトルを有するオペラなどの劇作品に関する RDA の規定は、各々 AACR2 の 21.19B (345-346 ページ)、25.31B4 (533 ページ) と実質的に同一と考えられる (括弧内は日本語版の該当ページ)。
- 8) 前掲6) p. 4
- 9) この条文の要約のみ以下に拠る。Joint Steering Committee for Development of RDA. Proposed Revision to Instructions 6.2.2.9.2, “Two or More Parts,” 6.14.2.7.2, “Two or More Parts,” 6.27.2.3, “Two or More Parts,” and 6.28.2.3, “Two or More Parts”: 6JSC/Music/1/Sec final. 2014. p.2.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-Music-1-Sec-final.pdf>>

(ふるかわ はじめ)

(2014年2月27日受付)

(2014年3月11日受理)